

令和 7 年度

尻平川地区県単治山（緊急浚渫）工事

特記仕様書

当初設計

花巻市尻平川地内

県南広域振興局農政部花巻農林振興センター

第1条 適用範囲

- ・本特記仕様書は、尻平川地区県単治山（緊急浚渫）工事（以下「本工事」という。）に適用する。
- ・本特記仕様書に記載のない事項については「岩手県治山林道請負工事施工管理基準〔令和7年4月1日以降適用、岩手県農林水産部森林保全課〕」「共通仕様書（I）、（II）、（III）〔令和6年度以降、岩手県県土整備部〕」（以下「共通仕様書等」という。）によるものとする。
- ・本特記仕様書、共通仕様書等に記載のない事項については発注者の指示による。

第2条 工程関係

1 工期

- ・本工事の工期は、以下による。

全体工期	79	日間
うち余裕期間		日間
うち実工期		日間

※全体工期＝余裕期間+実工期

※工期の始期日を含めて数えた日数とする。

※工事開始日を含めて数えた日数とする。

- ・実工期には、作業日数、準備日数、後片付け日数のほか休工日（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工日、連休等）を含むものである。

※参考 連休等

ゴールデンウィーク 4月29日 から 5月 5日 7日間

お盆休暇 8月13日 から 8月16日 4日間

お正月休暇 1月29日 から 1月 3日 6日間

- ・実工期のうち、降雨（降雪含む）による休日日数は 0 日間を見込んでいる。

2 債務負担工事

- ・本工事は、年債務である。

対象の有無

無

3 余裕期間の設定

- ・本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
- ・余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- ・余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
- ・工事実績情報システム(コリンズ)は、実工期にて登録するものとし、工事開始日後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録申請するものとする。
- ・工事請負契約書別記第3条の規定に基づく工程表には、余裕期間も含めた全体工期を記載するものとする。
- ・工事請負契約書別記第4条の規定に基づく契約保証の期間は、全体工期を満たすものとし、契約締結の日から全体工期の終期日までを対象とするものとする。
- ・工事請負契約書別記第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知については、工事開始日までに通知するものとする。
- ・工事請負契約書別記第16条第2項の規定に基づく、工事用地の管理は、工事開始日の前日までは、発注者の責任において行うものとし、受注者に資材の搬入や仮設物の設置等を行わせてはならないものとする。
- ・工事開始日の前日までの期間に施工体制及び建設資材の確保が図られる場合等は、受発注者協議により、工事開始日を変更することができるものとする。
- ・その他、余裕期間を設定する工事の取扱いは、以下によるものとする。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukovou/ringyou/hozan/1008437/1008438/1008457.html>

『岩手県トップページ』> トップページ > 産業・雇用 > 林業 > 森林保全 > 治山林道技術情報(積算要領及び基準、設計単価、工事及び委託契約関係、木材利用、コスト縮減、等) > 治山林道設計・積算・契約関係 > 「余裕期間」の設定について』

4 週休 2 日工事	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、治山林道事業における週休 2 日工事実施要領に定める「週休 2 日工事（発注者指定型）」である。 	対象の有無
		有
5 関連する他工事	<ul style="list-style-type: none"> 関連して本工事の工程が影響を受ける他の工事の有無 	対象の有無
		無
6 特定される施工時期等による制限	<ul style="list-style-type: none"> 特定される施工時期等による制限の有無 	対象の有無
		無
7 関係機関等との協議	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等との協議の有無 	対象の有無
		無
8 関係機関等協議結果による条件	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等との協議結果による条件の有無 	対象の有無
		無
9 工事着手前の事前調査	<ul style="list-style-type: none"> 工事着手前の事前調査の有無 	対象の有無
		無
10 工事一時中止の措置	<ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約書別記第20条に基づき、工事を一時中止する場合の取扱いは、「工事の一時中止に係るガイドライン（案）」（令和3年12月岩手県農林水産部森林保全課）によることとする。 詳細については、以下のホームページ「工事の一時中止に係るガイドライン（案）」を参考すること。 	対象の有無
		有

11 熱中症予防対策に係る工期の延長	対象の有無 有
<ul style="list-style-type: none"> 受注者は、工事請負契約書別記第21条に基づき、熱中症予防対策に伴う施工効率の低下等を理由とした工期の延長変更を請求することができる。 発注者は、上記請求を受けた場合、環境省が公表している施工箇所の最寄りの観測地点の暑さ指数 (WBGT) を確認のうえ、作業日における猛暑時間（8時～12時及び13時～17時を対象として、暑さ指数 (WBGT) が31°C以上の時間帯をいう。）を踏まえて工期延長日数を算定する。 上記により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 	

第3条 施策関係

<p>1 下請契約対象の限定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることを原則として禁止する。 ・正当な理由なく社会保険等未加入建設業者を下請負人とした場合、次の措置を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 工事成績評定の減点 ② 受注者への指名停止措置 ・詳細は以下のホームページによる。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/tetsuzuki/1010858.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設業法の諸手続き(許可、経審等)>【お知らせ】県営建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について》 	
<p>2 県外業者との下請契約締結報告書及び建設資材調書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外業者との下請契約締結報告書及び建設資材調書は、以下のホームページ「（農林水産部・県土整備部所管）岩手県営建設工事請負契約書附属条件の一部改正について」により、様式をダウンロードし、必要事項の入力を行うものとする。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017255/1010908.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設技術関連>設計・積算・入札>技術関連等>（農林水産部・県土整備部所管）岩手県営建設工事請負契約書附属条件の一部改正について》 ・県外業者との下請契約締結報告書及び建設資材調書の提出は、紙又は電子データを監督職員に提出するものとする。 ・電子データを作製することが困難な場合は、電子データの提出は必要ないものとする。ただし、その場合は事前に監督職員の承諾を得ること。 	<p>対象の有無</p> <p>有</p>
<p>3 低入札工事における品質管理の強化</p> <p>【予定価格（税込み）が1,000万円以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査制度による調査基準価格（制度適用価格）を下回る価格をもって契約した場合は、品質管理項目の現場施工に係る必須項目について、試験項目の試験頻度を2倍とする。さらに、写真管理基準に定める品質管理写真について、撮影頻度及び提出頻度を通常の2倍とするものとする。 ・また、原則としてネットワークによる全体工程表を提出するとともに、工事履行報告書の提出時に工程管理曲線（出来高累計曲線入り）を提出するものとする。 <p>【予定価格（税込み）が250万円以上1,000万円未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査制度による制度適用価格を下回る価格をもって契約した場合は、品質管理項目の現場施工に係る必須項目について、試験項目の試験頻度を2倍とする。さらに、写真管理基準に定める品質管理写真について、撮影頻度及び提出頻度を通常の2倍とするものとする。 	<p>対象の有無</p> <p>無</p> <p>対象の有無</p> <p>無</p>

4 工事現場の現場環境改善及び地域連携	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、營繕関係、安全関係）及び地域連携を実施する工事である。 現場環境改善及び地域連携については、具体的な実施内容、実施期間について、施工計画書を作成して提出するものとする。 現場環境改善及び地域連携の実施状況等の写真を、完成書類に添付するものとする。 現場環境改善及び地域連携の内容については、原則として各項目ごとに1内容ずつ（いずれか1項目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とする。 現場環境改善及び地域連携に係る経費の積算及び設計変更の扱いについては、積算基準による。 	対象の有無				
		無				
5 電子納品	<p>本工事は、電子納品の対象工事とする。</p> <p>電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン及び国が策定している電子納品要領・基準等に基づいて作成した電子データを指す。</p> <p>本工事における電子納品の実施区分は、以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="radio"/></td><td>本工事は、電子納品を「義務」として実施する。</td></tr> <tr> <td></td><td>本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。</td></tr> </table> <p>※いずれかに「○」を記入すること。</p> <p>このほか、土木工事共通特記仕様書第1編1-1-10の規定によるものとする。</p>	<input type="radio"/>	本工事は、電子納品を「義務」として実施する。		本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。	対象の有無 有
<input type="radio"/>	本工事は、電子納品を「義務」として実施する。					
	本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。					

6 情報共有システム（ASP）の利用について (※ASP:Application Service Provider)	対象の有無 有																		
<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、情報共有システムの利用について受発注者間で協議を行う工事とする。 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することで業務の効率化を図るものという。 契約後、利用について別紙1により協議すること。 情報共有システムを利用する監督職員等及び受注者の費用は共通仮設費（技術管理費）の率分に含まれる（ただし、森林整備保全事業設計積算要領以外の基準を用いる場合は除く）。 ※ここでいう費用とは情報共有システムの登録料及び利用料である。 詳細は土木工事共通特記仕様書1-1-11による。 様式等は以下のホームページによる。 <p>https://www.pref.iwate.jp/sangyoukouyou/ringyou/hozen/1008437/1048523.html 《岩手県トップページ>産業・雇用>林業>森林保全>治山林道技術情報（積算要領及び基準、設計単価、工事及び委託契約関係、木材利用、コスト縮減、等）>治山林道事業における情報共有システム（ASP）の利用について》</p>	対象の有無 有																		
7 新技術等の活用の推進について	対象の有無 有																		
<ul style="list-style-type: none"> 施工に先立ち、本工事内容について十分把握の上、設計図書で指定された工法及び技術を除き、新技術情報提供システム（NETIS）や岩手県新技術等活用促進事業等を利用して、新技術等の活用を積極的に推進するものとし、活用する新技術等がある場合は監督職員に報告するものとする。 新技術等の活用により、設計図書の記載事項の変更が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。 新技術等の活用にあたり、監督職員から施工実態調査の実施を指示された場合は、これを行うものとする。 なお、調査結果については、工事名・受注者名を公表する場合がある。 岩手県新技術等活用促進事業の詳細については、以下のホームページ「岩手県新技術等活用促進事業」を参考とすること。 <p>https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/shingijutsu/1010856.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>新技術・経営革新>新技術等活用促進事業》</p>	対象の有無 無																		
8 再生資源利用認定製品	対象の有無 無																		
<ul style="list-style-type: none"> 再生資源利用認定製品の利用促進の有無 溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品は除くものとする。 以下の資材を利用する場合は、再生資源利用認定製品を利用するよう努めるものとする。 詳細については、以下のホームページ「岩手県再生資源利用認定製品」を参考とすること。 <p>https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/nintei/index.html 《岩手県トップページ>暮らし・環境>環境>環境政策>岩手県再生資源利用認定製品》</p> <p>【参考】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	資材名	規 格	備 考																対象の有無 無
資材名	規 格	備 考																	

9 溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品	対象の有無																																														
	無																																														
・プレキャストコンクリート製品については、極力溶融スラグ入り製品を優先して使用するものとする。																																															
・製品に用いる溶融スラグの品質規格は、JIS A 5031に適合しているものとする。																																															
・溶融スラグ入り製品が供給されない等、溶融スラグ入り製品を使用できない場合は、その理由を明記した工事打合簿（共通仕様書 様式第43号）を監督職員に提出すること。																																															
・本工事で使用できる溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品類は、以下のとおり。																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th><th>資材名</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>落ち蓋式側溝類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>落ち蓋式側溝蓋類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>自由勾配側溝類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>自由勾配側溝蓋類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>水路式側溝類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>鉄筋コンクリート水路類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>排水フリューム類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>ベンチフリューム類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>歩車道境界ブロック類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>歩車道境界付き落蓋類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>積みブロック類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>インターロッキングブロック類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>舗装用コンクリートブロック類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>その他</td><td></td></tr> </tbody> </table>			使用区分	資材名	備考	<input type="checkbox"/>	落ち蓋式側溝類		<input type="checkbox"/>	落ち蓋式側溝蓋類		<input type="checkbox"/>	自由勾配側溝類		<input type="checkbox"/>	自由勾配側溝蓋類		<input type="checkbox"/>	水路式側溝類		<input type="checkbox"/>	鉄筋コンクリート水路類		<input type="checkbox"/>	排水フリューム類		<input type="checkbox"/>	ベンチフリューム類		<input type="checkbox"/>	歩車道境界ブロック類		<input type="checkbox"/>	歩車道境界付き落蓋類		<input type="checkbox"/>	積みブロック類		<input type="checkbox"/>	インターロッキングブロック類		<input type="checkbox"/>	舗装用コンクリートブロック類		<input type="checkbox"/>	その他	
使用区分	資材名	備考																																													
<input type="checkbox"/>	落ち蓋式側溝類																																														
<input type="checkbox"/>	落ち蓋式側溝蓋類																																														
<input type="checkbox"/>	自由勾配側溝類																																														
<input type="checkbox"/>	自由勾配側溝蓋類																																														
<input type="checkbox"/>	水路式側溝類																																														
<input type="checkbox"/>	鉄筋コンクリート水路類																																														
<input type="checkbox"/>	排水フリューム類																																														
<input type="checkbox"/>	ベンチフリューム類																																														
<input type="checkbox"/>	歩車道境界ブロック類																																														
<input type="checkbox"/>	歩車道境界付き落蓋類																																														
<input type="checkbox"/>	積みブロック類																																														
<input type="checkbox"/>	インターロッキングブロック類																																														
<input type="checkbox"/>	舗装用コンクリートブロック類																																														
<input type="checkbox"/>	その他																																														
10 災害廃棄物を原燃料とするセメントを用いたレディーミクストコンクリート	対象の有無																																														
	無																																														
・レディーミクストコンクリートについては、極力災害廃棄物を原燃料とするセメントを用いた製品を優先して使用するものとする。																																															
・品質規格は、JIS A 5308に適合しているものとする。																																															

11	設計変更について <ul style="list-style-type: none"> 設計変更については、工事請負契約書別記第18条～第24条及び共通仕様書第1編1-1-1-14～1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(岩手県農林水産部森林保全課)によることとする。 詳細については、以下のホームページ「森林土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」を参考とすること。 https://www.pref.iwate.jp/sangyoukouyou/ringyou/hozen/1008437/1008438/1008449.html 《岩手県トップページ>産業・雇用 > 林業 > 森林保全 > 治山林道技術情報(積算要領及び基準、設計単価、工事及び委託契約関係、木材利用、コスト縮減、等) > 治山林道設計・積算・契約関係 > 設計変更・工事一時中止ガイドライン》 	対象の有無
		有
12	現場環境改善（木製工事標示看板の設置） <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、工事看板において、木製工事標示看板を設置する工事である。 木製工事標示看板の標準仕様及び積算方法は、以下のホームページを参考とすること。 https://www.pref.iwate.jp/sangyoukouyou/ringyou/hozen/1008437/1050031.html 《岩手県トップページ>産業・雇用 > 林業 > 森林保全 > 治山林道技術情報(積算要領及び基準、設計単価、工事及び委託契約関係、木材利用、コスト縮減、等) > 森林土木工事現場における木製工事標示看板の導入》 木製工事標示看板の手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項は対象外とする。 	対象の有無
		無
13	現場環境改善（快適トイレの設置の試行） <ul style="list-style-type: none"> 受注者は、現場に快適トイレを設置することを原則とする。 快適トイレの標準仕様及び積算方法は、以下のホームページを参考とすること。 https://www.pref.iwate.jp/sangyoukouyou/ringyou/hozen/1008437/1048226.html 《岩手県トップページ>産業・雇用 > 林業 > 森林保全 > 治山林道技術情報(積算要領及び基準、設計単価、工事及び委託契約関係、木材利用、コスト縮減、等) > 森林土木工事現場における快適トイレの導入》 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項は対象外とする。 	対象の有無
		有
14	デジタル工事写真の小黒板情報電子化について <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を利用することができる。 詳細については、以下のホームページ「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/sangyoukouyou/ringyou/hozen/1008437/1048222.html 《岩手県トップページ>産業・雇用 > 林業 > 森林保全 > 治山林道技術情報(積算要領及び基準、設計単価、工事及び委託契約関係、木材利用、コスト縮減、等) > デジタル工事写真の小黒板情報電子化》 	対象の有無
		有
15	I C T 活用工事 <ul style="list-style-type: none"> 詳細については、別添「ICT活用工事特記仕様書」及び以下のホームページ「農林水産部森林保全課所管事業ICT活用工事試行実施要領」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/sangyoukouyou/ringyou/hozen/1008437/1062260.html 《岩手県トップページ>産業・雇用 > 林業 > 森林保全 > 治山林道技術情報(積算要領及び基準、設計単価、工事及び委託契約関係、木材利用、コスト縮減、等) > ICT活用測量・ICT活用工事 	対象の有無
		無

16 热中症対策に資する現場管理費補正	対象の有無 有
17 法定外の労災保険の付保	対象の有無 有
18 建設現場における遠隔臨場試行対象工事	対象の有無 有
19 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事	対象の有無 有
20 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策	対象の有無 無

第4条 使用材料の品質規格等

1 レディーミクストコンクリート

・無筋コンクリート

使用区分	コンクリート種類別	適用工種	セメント種類		規格	最大水セメント比	最小セメント使用量
			BB	N			
□	普通	急傾斜地崩壊対策工事用(基礎工、擁壁工、コンクリート張工)(ポンプ車打設)、均コンクリート、基礎コンクリート、側溝(U、L型)、管渠巻立、集水井、石積(張)・ブロック積(張)の胴込・裏込、ガードケーブル基礎(端末支柱)、トンネル覆工(インパート)、擁壁、水路、重力式構造物(橋台)、護岸(法留、平張)、根固ブロック、親柱	□	□	18-8-40	60	
		トンネル覆工(NATM、小断面、矢板工法アーチ、側壁)	□	□	18-15-40	60	270
		海岸構造物、消波ブロック	□	□	18-8-40	55	
		砂防堰堤(堤体、側壁、水叩)、枠張工、床固工	□	□	18-5-40	60	
		同上(堤冠部)	□	□	21-5-40	60	
		水中コンクリート(場所打杭を除く)	□	□	30-15-40	50	370

・鉄筋コンクリート

使用区分	コンクリート種類別	適用工種	セメント種類		規格	最大水セメント比	最小セメント使用量
			BB	N			
□	普通	急傾斜地崩壊対策工事用(法枠工)、側溝蓋、函渠、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ場	□	□	21-12-40	55	
□		同上	□	□	21-12-25	55	
□		同上(海水の影響を受ける構造物)	□	□	21-12-40	45	300
□		同上(同上)	□	□	21-12-25	45	330
□		橋梁下部、擁壁、函渠、樋門(管)	□	□	24-12-40	55	
□		同上	□	□	24-12-25	55	
□		ラーメン構造物($\sigma_{ca}=7.8N/mm^2$)、RCスラブ、RCT桁、RCホロースラブ、地覆、剛性防護柵	□	□	24-12-25	55	
□		深基礎	□	□	24-12-40	55	
□		非合成桁床版(地覆含む)	□	□	24-12-25	55	300
□		リバース杭、ベノト杭	□	□	30-18-40	55	350
□		同上	□	□	30-18-25	55	350
使用区分		適用工種	セメント種類		規格	最大水セメント比	最小セメント使用量
□		PC橋(横桁、床版)、合成桁床版(地覆含む)、プレテンI桁中詰、PCホロースラブ中詰	□	□			
□		PCアラーメン、オールステージングによる場所打杭 ^{ポス} テン桁	□	□	36-12-25	55	
□		ポス ^{テン} 主桁	□	□	40-12-25	55	
□							

・コンクリート舗装

使用区分	コンクリート種類別	適用工種	セメント種類		規格	最大水セメント比	最小セメント使用量
			BB	N			
□	舗装	コンクリート舗装	□	□	曲げ4.5-2.5-40	—	
		同上	□	□	曲げ4.5-6.5-40	—	

※N:普通ポルトランドセメント、H:早強ポルトランドセメント、BB:高炉セメントB種

※本基準は、標準的な使用目安を定めたものである。設計条件等による上表以外のコンクリートの使用を妨げるものではない。

※粗骨材最大寸法は、JIS A 5308による最大寸法の規定である。(ex.最大寸法25mmの場合、25mm、20mmのいずれも使用可能)

※塩害対策の対象となる場合は、別途考慮する。

① 上記以外の使用コンクリート（現場練・セメントモルタル・吹付けコンクリート等）の有無 ・のり面用吹付けコンクリート等の配合は以下を参考とし、事前に配合計算書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。	対象の有無 無									
【参考】配合の目安（モルタル及びコンクリート吹付）										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>セメント量 C (kg/m³)</th><th>水セメント比 W/C (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モルタル吹付</td><td>360～420</td><td>45～60</td></tr> <tr> <td>コンクリート吹付</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) レディーミクストコンクリート以外の場合は、「練混ぜ水の水質試験」を実施するものとする。</p>			セメント量 C (kg/m ³)	水セメント比 W/C (%)	モルタル吹付	360～420	45～60	コンクリート吹付		
	セメント量 C (kg/m ³)	水セメント比 W/C (%)								
モルタル吹付	360～420	45～60								
コンクリート吹付										
対象の有無 無										
② テストハンマーによる強度推定調査の有無 ・以下のコンクリート構造物については、テストハンマーによる強度推定調査を行い、別紙「強度推定調査票」を作成するものとする。【摘要：重要なコンクリート構造物】	対象の有無 無									
「土木工事共通特記仕様書 第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート」参照										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>対象構造物</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		工種	対象構造物							
工種	対象構造物									
対象の有無 無										
③ ひび割れ発生状況の調査の有無 ・以下のコンクリート構造物については、ひび割れ発生状況の調査を行い、別紙「ひび割れ調査票」を作成するものとする。【摘要：重要なコンクリート構造物】	対象の有無 無									
「土木工事共通特記仕様書 第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート」参照										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>対象構造物</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		工種	対象構造物							
工種	対象構造物									
対象の有無 無										
④ 建設資材の品質記録保存業務実施の有無 ・以下の構造物に使用する材料については、「建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（共通仕様書Ⅲ参考資料）」に基づく品質記録を作成するものとする。	対象の有無 無									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象構造物</th><th>対象材料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		対象構造物	対象材料							
対象構造物	対象材料									
対象の有無 無										
⑤ 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定実施の有無 ・橋梁上部工・下部工及び重要構造物である内空断面積25m ² 以上のボックスカルバートを対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。 「共通仕様書（II）出来形管理基準及び規格値 1 共通編 3 無筋・鉄筋コンクリート 7 鉄筋」参照 ・詳細については、以下のホームページ「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 H30.10 国土交通省大臣官房技術調査課」を参照すること。 http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/tokkibetten.html										

第4条 使用材料の品質規格等

2 アスファルト混合物				対象の有無
使用区分	アスファルト合材名		使用箇所	無
<input type="checkbox"/>	①	再生 粗粒度アスコン	(20)	
<input type="checkbox"/>	②	再生 密粒度アスコン	(20)	
<input type="checkbox"/>	②	再生 密粒度アスコン	(13)	
<input type="checkbox"/>	⑤	再生 密粒度アスコン	(20F)	
<input type="checkbox"/>	⑤	再生 密粒度アスコン	(13F)	
<input type="checkbox"/>	⑦	再生 細粒度アスコン	(13F)	
<input type="checkbox"/>		再生 漆青安定処理	(20)	
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>	①	粗粒度アスコン	(20)	
<input type="checkbox"/>	②	密粒度アスコン	(20)	
<input type="checkbox"/>	②	密粒度アスコン	(13)	
<input type="checkbox"/>	⑤	密粒度アスコン	(20F)	
<input type="checkbox"/>	⑤	密粒度アスコン	(13F)	
<input type="checkbox"/>	⑦	細粒度アスコン	(13F)	
<input type="checkbox"/>		漆青安定処理	(20)	
<input type="checkbox"/>	⑧	密粒度ギャップアスコン (13F改質Ⅰ型)		
<input type="checkbox"/>		密粒度アスコン (20改質Ⅱ型)		
<input type="checkbox"/>		密粒度アスコン (13F改質Ⅱ型)		

※「改質型」は、新材の使用を標準とする。

① 上記以外の使用アスファルト合材の有無				対象の有無
使用区分	アスファルト合材名		使用箇所	無
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				

第4条 使用材料の品質規格等

3 石材類				対象の有無
使用区分	材料名	規 格	適用箇所	無
<input type="checkbox"/>	コンクリート用骨材	砂（洗）		
<input type="checkbox"/>	コンクリート用骨材	碎石 15 ~ 5mm		
<input type="checkbox"/>	コンクリート用骨材	砂利 15 ~ 5mm		
<input type="checkbox"/>	クラッシャーラン	C-80		
<input type="checkbox"/>	クラッシャーラン	C-50		
<input type="checkbox"/>	クラッシャーラン	C-40		
<input type="checkbox"/>	クラッシャーラン	C-25		
<input type="checkbox"/>	粒度調整碎石	M-40		
<input type="checkbox"/>	再生クラッシャーラン	RC-80		
<input type="checkbox"/>	再生クラッシャーラン	RC-50		
<input type="checkbox"/>	再生クラッシャーラン	RC-40		
<input type="checkbox"/>	栗石	50 ~ 150 mm		
<input type="checkbox"/>	割栗石	50 ~ 150 mm		
<input type="checkbox"/>	割栗石	150 ~ 200 mm		
<input type="checkbox"/>	割詰石	150 ~ 200 mm		
<input type="checkbox"/>	雑割石	150 ~ 200 mm		
<input type="checkbox"/>	山砂（不洗）			
<input type="checkbox"/>	岩ズリ	CBR 以上		

① 上記以外の使用材料の有無				対象の有無
材料名	規 格	適用箇所	無	

4 鉄筋				対象の有無
使用区分	材料名	規 格	適用箇所	無
<input type="checkbox"/>	丸鋼 SR235	Ø		
<input type="checkbox"/>	異形棒鋼 SD295A	D		
<input type="checkbox"/>	異形棒鋼 SD345	D		

第4条 使用材料の品質規格等

5 植生工材料

- 植生工の主体種子については、以下を参考とし、工事場所、発芽率を考慮の上、事前に配合計算書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

工種

対象の有無

無

主体種子

草本類	外来種	クリーピングレッドフェスク, オーチャードグラス, トールフェスク, ケンタッキーブルーグラス, ホワイトクローバー
	在来種(郷土種)	ススキ, ヨモギ, イタドリ, メドハギ
木本類	在来種(郷土種)	コマツナギ, ヤマハギ

6 品質管理試験等

- 工事において実施する品質管理試験は次のとおりとする。

なお、試験を必要とする工種の施工に先立ち品質管理試験等を実施するものとし、試験結果は監督職員へ報告し承諾を得るものとする。

工種	試験項目	試験基準（試験頻度）

7 その他

- その他の使用材料の有無

材料名	規格・寸法・材質	適用工種	備考

対象の有無

無

第5条 検査（確認を含む）及び立会

1 立会

- ・共通仕様書第3編3-1-1-6に指定された工種以外に、監督職員の立会のうえ施工すべき工種の有無

[※監督技術基準の「施工状況把握一覧」等を参考に明示するもの。]

工種	立会時期	備考
丁張設置	工事着手前	

対象の有無

有

2 段階確認

- ・共通仕様書第3編3-1-1-6に指定された工種以外に、追加する工種の有無

工種	工事段階	備考

対象の有無

無

3 中間技術検査

- ・検査員の中間技術検査を受けるべき工種（または構造物名）の有無
 - ・検査時には、土木工事共通特記仕様書第3編1-1-8に定める図面を提出すること。
- ※中間技術検査は、施工途中において、完成時に出来形・品質を確認できなくなる部分等、主要な工事段階の区切りにおいて行うものである。

[例：道路改良後に直ちに舗装を施工する必要がある場合、橋梁下部・上部同時に施工する場合等]

工種	工事段階	備考

対象の有無

無

4 指定部分検査

- ・検査員の指定部分検査を受けるべき工種（または構造物名）の有無
- ※指定部分検査は、工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において、当該部分の完了を確認するための検査である。

[例：工事の一部で供用開始が決まっている場合、引渡しが必要な場合等]

工種	工事段階	備考

対象の有無

無

第6条 用地関係

1 工事用地等の制限		対象の有無
・工事用地等の未処理による制限の有無		無
未処理箇所		
処理見込時期		
2 使用後の復旧条件		対象の有無
・工事用地等の使用終了後の復旧条件の有無		無
内 容		
3 工事用仮設道路、資機材置場等の借地指定		対象の有無
・工事用仮設道路、資機材置場等の借地指定の有無		無
場所・範囲		
時期・期間		
使用条件		
復旧方法等		
4 仮設ヤードの指定		対象の有無
・仮設ヤード（朽木製作ヤード）の指定の有無		無
場所・範囲		
時期・期間		
使用条件		
復旧方法等		

第7条 公害関係

1 公害防止のための制限

- ① 騒音・振動防止のための施工方法等の制限の有無
- ② 粉塵防止のための施工方法等の制限の有無
- ③ 排出ガス防止のための施工方法等の制限の有無
- ④ その他、公害防止のための施工方法等の制限の有無

対象の有無

無
無
無
無

施工方法
建設機械・設備
作業時間

2 水替・流入防止施設

- ・水替・流入防止施設設置の公害防止対策の有無

対象の有無

無

施設内容
設置期間

3 濁水・湧水等の処理条件

- ・濁水・湧水等の処理条件の有無

対象の有無

無

処理施設
処理条件等

4 事業損失防止

- ・事業損失防止のための事前・事後調査の有無

対象の有無

無

調査項目
事前・事後
調査時期
調査方法
調査範囲

第8条 安全対策関係

1 交通誘導警備員						対象の有無												
<ul style="list-style-type: none"> ・交通誘導警備員の計上の有無 ・交通誘導警備員数については、以下のとおり計上しているが、道路管理者及び所管警察署との打合せの結果又は条件変更に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。 						無												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>配置場所</th><th>配置員数</th><th>編制</th><th>総配置員数</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路線名 :</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						配置場所	配置員数	編制	総配置員数	昼夜別	交代要員の有無	路線名 :						
配置場所	配置員数	編制	総配置員数	昼夜別	交代要員の有無													
路線名 :																		
2 近接工事						対象の有無												
<ul style="list-style-type: none"> ・近接する工事での施工方法、作業時間等の制約の有無 						無												
<table border="1"> <tr> <td>施工方法制限</td><td></td></tr> <tr> <td>作業時間制限</td><td></td></tr> <tr> <td>その他</td><td></td></tr> </table>						施工方法制限		作業時間制限		その他		無 無 無 無 無 無 無 無 無						
施工方法制限																		
作業時間制限																		
その他																		
3 防護施設等						対象の有無												
<ul style="list-style-type: none"> ・危険要因に対する防護施設等の有無 						無 無 無 無 無												
<table border="1"> <tr> <td>施設内容</td><td></td></tr> </table>						施設内容		落石 雪崩 土砂崩壊 補強が必要な既存構造物										
施設内容																		
4 発破作業等の制限						対象の有無												
<ul style="list-style-type: none"> ・発破作業等の保安設備・要員の配置の有無 						無												
<table border="1"> <tr> <td>設備・要員内容</td><td></td></tr> <tr> <td>制限内容</td><td></td></tr> </table>						設備・要員内容		制限内容										
設備・要員内容																		
制限内容																		
5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策						対象の有無												
<ul style="list-style-type: none"> ・換気設備等の設置の有無 						無 無 無												
<table border="1"> <tr> <td>設備内容</td><td></td></tr> </table>						設備内容		有毒ガス 酸素欠乏 その他										
設備内容																		

6 積載超過防止対策	対象の有無
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 積載超過防止対策の有無 <p>① 土砂及び工事用資機材等の積載超過のないようにすること。</p> <p>② 過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材を購入しないこと。</p> <p>③ 積載超過防止対策の方法を施工計画書「交通管理」等に明記するとともに、「安全訓練等の実施状況」に準じ点検記録を作成すること。</p> <p>④ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>※法12条団体等とは、法12条の趣旨に沿って交通安全運動を推進する任意団体を含む。</p> <p>⑤ 下請け契約の相手方または資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって、悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。</p>	有

第9条 工事用道路対策関係

1 一般道路の搬入路使用	搬入経路の指定の有無	対象の有無
	搬入経路指定	無
	使用制限等	
	使用中の処置	
2 仮設道路の設置条件		対象の有無
仮設道路設置条件等の有無		無
仮設道路設置	仮設道路設置	
	安全施設内容	
	安全施設設置期間	
	工事終了後の処置	
	維持・補修内容	

第10条 仮設関係

1 任意仮設

- 任意仮設工の有無

任意仮設は以下のとおりとするが、受注者は契約後速やかに具体的な仮設方法を立案し、発注者へ提出すること。

工種	種別	細別	単位	数量	備考

対象の有無

無

2 指定仮設

- 指定仮設工の有無

指定仮設は以下のとおりとする。

工種	種別	細別	単位	数量	備考

対象の有無

無

3 仮設備関係

- 仮設備の引渡し・引継ぎの有無

仮 設 備 内 容	
引 渡 ・ 引 継 期 間	
条 件 等	

対象の有無

無

- 仮設備の構造・施工方法の指定の有無

仮 設 備 内 容	
施 工 方 法	

対象の有無

無

- 仮設備の設計条件の指定の有無

設 計 条 件	
そ の 他	

対象の有無

無

第11条 建設副産物関係

1 土砂の搬入元（工事を除く） ・ストックヤード等からの土砂の搬入の有無 搬入元及び搬入量は以下のとおり。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所名</th><th>地先名</th><th>搬入量（地山）</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td>m3</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>m3</td><td></td></tr> </tbody> </table>	箇所名	地先名	搬入量（地山）	備考			m3				m3		対象の有無
箇所名	地先名	搬入量（地山）	備考											
		m3												
		m3												
無														
2 建設発生土の搬入予定工事 ・建設発生土の搬入予定工事の有無 本工事では、以下の工事からの建設発生土の搬入を予定する。 詳細については、監督職員の指示を受けること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>搬入元工事名</th><th>搬入予定期間</th><th>搬入量 (盛土換算数量)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>年 月 から 年 月</td><td>m3</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>年 月 から 年 月</td><td>m3</td><td></td></tr> </tbody> </table>	搬入元工事名	搬入予定期間	搬入量 (盛土換算数量)	備考		年 月 から 年 月	m3			年 月 から 年 月	m3		対象の有無
搬入元工事名	搬入予定期間	搬入量 (盛土換算数量)	備考											
	年 月 から 年 月	m3												
	年 月 から 年 月	m3												
無														
3 建設発生土の搬出先（工事を除く） ・ストックヤード等への建設発生土の搬出の有無 搬出先及び搬出量は以下のとおり。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所名</th><th>地先名</th><th>搬出量（地山）</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td>m3</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>m3</td><td></td></tr> </tbody> </table>	箇所名	地先名	搬出量（地山）	備考			m3				m3		対象の有無
箇所名	地先名	搬出量（地山）	備考											
		m3												
		m3												
無														
4 建設発生土の搬出予定工事 ・建設発生土の搬出予定工事の有無 本工事では、以下の工事へ建設発生土の搬出を予定する。 詳細については、監督職員の指示を受けること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>搬出先工事名</th><th>搬出予定期間</th><th>搬出量 (盛土換算数量)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>年 月 から 年 月</td><td>m3</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>年 月 から 年 月</td><td>m3</td><td></td></tr> </tbody> </table>	搬出先工事名	搬出予定期間	搬出量 (盛土換算数量)	備考		年 月 から 年 月	m3			年 月 から 年 月	m3		対象の有無
搬出先工事名	搬出予定期間	搬出量 (盛土換算数量)	備考											
	年 月 から 年 月	m3												
	年 月 から 年 月	m3												
無														

5 資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務

- 本工事に土砂の搬入又は本工事から建設発生土を搬出する場合、下記に記す資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務に留意すること。

・受領書の交付

受注者は、土砂を共通仕様書1-1-1-19に示す再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

・再生資源利用計画を作成する上での確認事項等

受注者は、共通仕様書1-1-1-19に示す再生資源利用促進計画の作成に当たり、発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は、再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

・発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と上記確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

・発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

6 建設副産物

・指定副産物の処理の有無

工事の施工により発生する指定副産物（建設発生土を除く）は、以下の場所に搬入する。

副産物名	搬入再資源化施設名	搬入場所	備考

対象の有無

無

7 建設廃棄物

・指定廃棄物の処理の有無

工事の施工により発生する指定廃棄物は、以下の場所に搬入する。

廃棄物名	受入施設名	受入場所	備考

対象の有無

無

8 その他

- 再生資源化施設及び建設廃棄物受入施設については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
なお、受注者が上記施設とは異なる施設で処理する場合においても設計変更の対象しない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。

第12条 工事支障物件等関係

1 占用支障物件

・占用支障物件の有無

支障物件	
管理 者	
位 置	
移 設 時 期	
処 理 方 法	

希少野生動植物 埋蔵文化財 電気 電話 上水道 下水道 その他 ()	立木	対象の有無
	無	
	無	
	無	
	無	
	無	
	無	
	無	
	無	
	無	

支障物件	
管理 者	
位 置	
移 設 時 期	
処 理 方 法	

支障物件	
管理 者	
位 置	
移 設 時 期	
処 理 方 法	

2 占用物件との重複施工

・占用物件との重複施工の有無

占 用 物 件	
管 理 者	
位 置	
工 事 内 容	
期 間	

ガス 電気 電話 上水道 下水道 その他 ()	対象の有無
	無
	無
	無
	無
	無
	無
	無
	無
	無

占 用 物 件	
管 理 者	
位 置	
工 事 内 容	
期 間	

第13条 その他

1 現場発生品	・現場発生品の引渡条件の有無	対象の有無		
		無		
2 現場代理人の兼務	・本工事は、現場代理人の兼務に関する取扱い（令和3年3月8日付け出総第341号）に基づき、2件の工事で現場代理人を兼務できる対象であり、工事請負契約書別記第10条第3項に基づき現場代理人について工事現場における常駐を要しないものとする。	対象の有無	有	
	・詳細については、以下のホームページ「現場代理人の兼務に関する取扱い」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/1010493/kiteishu/3-2-01400.html 《岩手県トップページ>県政情報>入札・コンペ・公募情報>県営建設工事入札>県営建設工事入札各種資料>県営建設工事入札契約規程集>3-2-01400 現場代理人の兼務に関する取扱い》			
3 主任技術者及び監理技術者の兼務	・本工事は、県営建設工事における技術者等の兼務について（令和7年1月21日付け出総第205号）に基づき、2件の工事で主任技術者及び監理技術者を兼務できる対象である。	対象の有無	有	
	・詳細については、以下のホームページ「主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱い」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/1010493/kiteishu/3-2-01300.html 《岩手県トップページ>県政情報>入札・コンペ・公募情報>県営建設工事入札>県営建設工事入札各種資料>県営建設工事入札契約規程集>3-2-01300 主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱い》			
	・なお、主任技術者については、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に定める請負代金の額に満たない工事においては専任を要しないことから、本項目の対象の有無にかかわらず複数の工事を管理することができる。			

第13条 その他

4 労働者確保に要する間接費の実績変更

- 本工事は、「労働者確保に要する間接費の実績変更」対象工事である。
- 本工事は、森林保全事業設計積算要領に基づき算出した「現場労働者に係る宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」及び「募集及び解散に要する費用」について、以下に基づき追加費用を計上している。

	「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年3月1日）
○	「東日本大震災の復旧・復興事業等における間接工事費の補正について」（平成26年2月7日）

※いずれかに「○」を記入すること。

- ただし、不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の以下に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、森林保全事業設計積算要領により算出した実績変更対象費では適正な工事の実施が困難になった場合は、受注者の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。
 - ① 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
 - ② 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- 受注者は、労働者確保に要する間接費の実績変更（以下「間接費の実績変更」という。）を請求する場合は、実績報告書（様式1）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を監督職員に提出し、「間接費の実績変更」の内容について協議するものとする。
なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
- 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、「間接費の実績変更」の対象としない。
- 発注者は、「間接費の実績変更」をする場合は、実績変更対象費に実際支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、積算基準により算出した共通仮設費率分及び現場管理費に含まれる実績変更対象費分（以下「実績変更対象費（率式）」という。）を差し引いた費用を、積算基準により算出した共通仮設費及び現場管理費に加算し、精算変更時の設計額を算出するものとする。
- 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 受注者は、「間接費の実績変更」に係る契約変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 詳細については、「労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukouyou/ringyou/hozan/1008437/1008438/1008456.html>

«岩手県トップページ> 産業・雇用 > 林業 > 森林保全 > 治山林道技術情報(積算要領及び基準、設計単価、工事及び委託契約関係、木材利用、コスト縮減、等) > 治山林道設計・積算・契約関係 > 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更について »

対象の有無

有

<p>5 施工箇所が点在する工事の積算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため『○○地区（施工箇所○○）』、『△△地区（施工箇所○○）』、『□□地区（施工箇所○○）』（以下「対象地区」という。）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」の対象工事である。 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。 <p>なお、共通仮設費及び現場管理費の補正（大都市、施工地域等）については、対象地区毎に設定する。</p>	<p>対象の有無</p> <p>無</p>
<p>6 工事請負契約締結後における単価適用年月変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、「工事請負契約締結後における単価適用年月変更」対象工事である。 本工事は、特定の資材の価格や労務が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格に差が生じている可能性があることから、当初契約締結後に単価適用年月を変更し、設計単価を変更することが可能な対象工事である。 対象となる単価は、資材単価、労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。 受注者は、単価適用年月の変更を請求する場合は、当初契約締結日から14日以内に別紙様式により発注者に請求するものとする。 受注者から単価適用年月の変更の請求があった場合は、発注者は、基準日時点で設計単価を所管する建設技術振興課が通知（設定）している最新の設計単価資料（「土木関係設計単価表」をいう。）の設計単価に変更するものとする。 設計単価の変更に伴う契約変更（第1回）は、原則として単価適用年月の変更のみとし、契約数量、契約図面及仕様書等は変更しないものとする。 単価適用年月の変更を請求した場合においても、工事請負契約書別記第25条第1項から第4項（いわゆる「全体スライド」）、第5項（いわゆる「単品スライド」）、第6項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく請負代金額の変更及び「遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用」と併用できるものとする。 適用除外工事は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 請求日時点で出来高が発生している工事。 ② その他発注者が適用除外と認めた工事。 詳細については、「工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用基準」とおりであり、以下のホームページを参考とすること。 https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/ringyou/hozan/1008437/1008438/1008455.html <p>『岩手県トップページ>産業・雇用>林業>森林保全>治山林道技術情報（積算要領及び基準、設計単価、工事及び委託契約関係、木材利用、コスト縮減、等）>治山林道設計・積算・契約関係>工事請負契約締結後における単価適用年月変更について』</p>	<p>対象の有無</p> <p>有</p>

7 遠隔地からの資材調達に要する輸送費	対象の有無 有
<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、東日本大震災津波等に伴う復旧・復興工事が本格化するなか、特定の資材の供給不足が生じる恐れがあり、受注者が不足する資材を遠隔地から調達せざるを得ないことが想定されるため、それに要する輸送費を契約変更で計上できるものとする。 対象となる資材は、生コンクリート、石材（碎石、捨石、被覆石等）、仮設材とする。 輸送費の算出は、工事場所から資材製造地区境までの距離に応じた輸送費を契約変更で計上する。 輸送した資材は、資材製造地区的設計単価による契約変更とする。 輸送費を契約変更で計上するには、受注者は発注者に事前に必要事項を通知して了解を得ることとし、了解を得た場合に限り、実績に応じて請求できるものとする。 輸送費に係る契約変更を請求した場合においても、工事請負契約書別記第25条第1項から第4項（いわゆる「全体スライド」）、第5項（いわゆる「単品スライド」）、第6項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく請負代金額の変更及び「工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用」と併用できるものとする。 適用除外工事は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 共通仕様書第1編1-1-8工事の着手の規定に違反した工事。 ② 受注者が、輸送費を請求する意思を、事前に書面により発注者に通知していない工事。 ③ その他発注者が適用除外と認めた工事。 詳細については、「遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用基準」とおりであり、以下のホームページを参考すること。 https://www.pref.iwate.jp/sangyoukouyou/ringyou/hozan/1008437/1008438/1008454.html 〔岩手県トップページ>産業・雇用>林業>森林保全>治山林道技術情報(積算要領及び基準、設計単価、工事及び委託契約関係、木材利用、コスト縮減、等)>治山林道設計・積算・契約関係>遠隔地からの資材調達に要する輸送費について〕 	
8 森林土木工事植生工特記仕様書	対象の有無 無
<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、森林土木工事植生工特記仕様書に定める対象工事である。 詳細については、以下のホームページ「森林土木工事植生工特記仕様書」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/sangyoukouyou/ringyou/hozan/1008437/1008438/1008444.html 〔岩手県トップページ>産業・雇用>林業>森林保全>治山林道技術情報(積算要領及び基準、設計単価、工事及び委託契約関係、木材利用、コスト縮減、等)>治山林道設計・積算・契約関係>森林土木工事植生工特記仕様書〕 	

第13条 その他

9 その他の特記事項

- ・ その他の特記事項の有無

特記事項	特記事項の内容

対象の有無

無

10 疑義

- ・ 本工事及び本特記仕様書に関して疑義の生じた場合は、その都度監督職員と協議すること。

共通仕様書 補足資料

共通仕様書に基づき提出しなければならない書類のうち、主なものは以下のとおりであり、提出区分の欄が、「■」となっているものは、本工事に伴い提出しなければならない書類である。
なお、書類の様式は、共通仕様書で定める様式による。

提出区分	名 称	提出期日	部数	仕様書条項	備 考
■	請負代金内訳書	契約締結後7日以内	1部	共仕第3編3-1-1-1	契約書別記第3条 ※全工事対象
■	工 程 表	契約締結後7日以内	1部	共仕第3編3-1-1-2	契約書別記第3条
■	施工計画書	工事着手前及び必要な都度	2部	共仕第1編1-1-1-4	1部は返却
■	コリンズ (CORINS) 登録内容確認書	「登録内容確認書」が届いた際、速やかに	1部	共仕第1編1-1-1-5	提出は「写し」
■	施工体制台帳	下請契約締結後、速やかに	1部	共仕第1編1-1-1-10	
■	施工体系図	下請契約締結後、速やかに	1部	共仕第1編1-1-1-10	
■	再生資源利用計画書 (実施書)	契約締結後14日以内	1部	共仕第1編1-1-1-19	施工計画書に添付
■	再生資源利用促進計画書 (実施書)	契約締結後14日以内	1部	共仕第1編1-1-1-19	施工計画書に添付
■	確認・立会願	検査時及び必要な都度	1部	共仕第3編3-1-1-4	
■	段階確認書（確認後のもの）	検査時及び必要な都度	1部	共仕第3編3-1-1-4	
■	出来形数量	別途指示	1部	共仕第3編3-1-1-5	「土木工事数量算出要領（案）」及び「設計図書」
■	工事写真	検査時及び必要な都度	1部	共仕第3編3-1-1-7	「写真管理基準」
■	施工管理図表	検査時及び必要な都度	1部	共仕第1編1-1-1-24	「土木工事施工管理基準及び規格値」
■	履行報告書	毎月1回（監督職員の指定日）	1部	共仕第1編1-1-1-25	契約書別記第11条
■	安全訓練等の実施状況	監督職員から請求があつた場合	1部	共仕第1編1-1-1-28	
■	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	完成時まで	1部	共仕第3編3-1-1-10	実施した場合に提出
■	事故報告書	事故発生時	1部	共仕第1編1-1-1-31	
■	工事用道路に関する計画書	着工前及び必要な都度	1部	共仕第1編1-1-1-34	着工前の場合、施工計画書の中で記載しても可
■	工事使用材料の品質証明資料	検査時及び必要な都度	1部	共仕第2編 第1章第2節	

事前協議チェックシート〔情報共有システム(ASP)〕

(ASP:Application Service Provider)

1 協議実施日等

協議実施日	年 月 日
出席者	発注者
	受注者

本工事で情報共有システムを利用しない場合、枠内にその理由を記載すること。

記載例)

- ・現場事務所において、システム利用に必要となる通信環境が確保できないため
- ・現場施工期間が極めて短期間であり、システム利用による情報共有円滑化や業務効率化の効果が小さいと考えられるため

2 情報共有システムの取扱い

(1) 情報共有システム利用諸条件

利用開始日	令和 年 月 日
発注者必要ID数 (例: 5ID)	ID ↓ワークフロー機能対象者○、非対象者×
発注者	職名
	職名
	職名
	職名
	職名
受注者必要ID数	ID
受注者	職名
	職名
	職名
	職名
	職名
1データ当りの最大容量	MB以内 (設定が必要な場合に記載)
全データの最大合計容量	GB以内 (設定が必要な場合に記載)
その他特記事項	

(2) 情報共有システム利用対象機能

フォルダー	チェック	書類名	作成者		備考 (補足情報等を記載)
			発注者	受注者	
工事基本状況管理機能		コリンズファイルインポート		○	
掲示板機能		記事・コメント機能の利用	○	○	
スケジュール管理機能		監督職員のスケジュール登録	○		
		受注者のスケジュール登録		○	
発議書類作成機能・書類管理機能・工事書類等入出力・保管支援機能		施工計画書(変更含む) ※打合せ簿の様式で提出		○	
		確認・立会依頼書		○	
		段階確認書		○	
		工事打合簿(指示)	○		
		工事打合簿(承諾)		○	
		工事打合簿(協議)		○	
		工事打合簿(提出)		○	
		工事打合簿(届出)		○	
		工事打合簿(その他)		○	
		材料確認願		○	
		工事履行報告書		○	
		事故関係書類	○	○	
		関係官庁協議資料	○	○	
		近隣協議資料	○	○	
		施工体制台帳		○	
		施工体系図		○	

※ チェック欄には、情報共有システムを利用する場合「○」、従来どおり対面で連絡する場合「×」を記入すること。

(2) 情報共有システム利用対象機能 (続き)

フォルダー	チェック	書類名	作成者		備考 (補足情報等を記載)
			発注者	受注者	
発議書類作成機能・ 書類管理機能・ 工事書類等入出力・ 保管支援機能		再生資源利用実施書 (建設資材搬入工事用)		<input type="radio"/>	
		再生資源利用促進実施書 (建設資材搬出工事用)		<input type="radio"/>	
		再生資源利用計画書 (建設資材搬入工事用)		<input type="radio"/>	
				<input type="radio"/>	
		再生資源利用促進計画書 (建設資材搬出工事用)		<input type="radio"/>	
				<input type="radio"/>	
		出来形管理帳票		<input type="radio"/>	
		品質管理帳票		<input type="radio"/>	
		完成図面		<input type="radio"/>	
		工事写真		<input type="radio"/>	
		参考図		<input type="radio"/>	
		その他のデータ	<input type="radio"/>		
				<input type="radio"/>	

※ チェック欄には、情報共有システムを利用する場合「○」、従来どおり対面で連絡する場合「×」を記入すること。